

事業承継税制の問題点と改正の方向性

平成20年5月、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」が成立しました。この法律は、中小企業庁が主体となって設立した「事業承継協議会」において事業承継に関する問題点を議論した結果を踏まえ、民法、金融、税法の各方面から円滑な事業承継を支援するために創設された法律です。

この法律により、平成20年10月から金融支援制度が、平成21年3月から民法特例（遺留分特例）が、そして平成21年4月から事業承継税制（非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度）がスタートしました。

平成24年6月30日時点における実績は、金融支援制度は確認件数62件、民法特例は確認件数49件です。事業承継税制は、確認件数2,890件、認定件数528件（贈与168件、相続360件）、納税猶予額は、累計139億5,500万円に達しているものの、利用を断念した方も多く、「適用要件が厳しく、使い勝手が悪い」との声も聞こえてきます。

事業承継税制が施行されてから3年を経過して、利用しづらい点はどこにあるのか、平成24年7月19日に日本商工会議所（以下「日商」という）が公表した「平成25年度税制改正に関する意見」を参考に、主要な問題点を探ってみました。

（<http://www.jcci.or.jp/recommend/request/2012/0719140145.html>）

1. 農地等の納税猶予との制度上の差異

事業承継税制は、「農地等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度」を参考に創設されました。

しかし、次の2点において、農地等の納税猶予制度（以下「農地特例」という。）と比べて不利

に規定されており、納税猶予税額が農地特例と比べて少なく計算される結果を招いています。

（1）農地特例は相続税の累進税率構造の高い部分から猶予税額が計算されるが、事業承継税制は低い部分から猶予税額が計算される。

（2）債務を一緒に相続した場合、農地特例は農地等以外の相続財産から控除して納税猶予税額の計算をするが、事業承継税制は非上場株式等から控除して納税猶予税額を計算する。

2. 事業承継税制自体の使い勝手の悪さ

（1）リーマンショックや東日本大震災のような外的要因による経営悪化により5年間雇用8割維持要件を下回った場合であっても、直ちに納税猶予打ち切りとなる。「直ち」には打ち切りとならない緩和規定を設けるべきである。

（2）納税猶予が打ち切られた場合、暦年課税制度による贈与税に加え利子税が課されるが、納税資金の手当てができないことがある。その場合、相続時精算課税制度の選択適用を認めるべきである。

（3）贈与税の納税猶予制度を利用する場合、先代経営者は贈与前に代表取締役を退任し、取締役として残る場合は無給でなければならない。有給の取締役として残ることを認めるべきである。

事業承継税制の問題点は、非上場企業における事業承継の主要なテーマであり、会員の大半が非上場企業である日商にとっても、消費税と並んで重要な改正要望項目と位置付けています。平成27年1月から実施される可能性のある相続税増税法案とともに今後の税制改正の動向から目が離せません。